

4 ワーキング・グループにおける検討項目（案）

I 健康・医療分野

1. 再生医療の推進

再生医療を推進する観点から、再生医療の研究に使用する細胞を円滑に入手できる仕組みの構築や医工連携による細胞加工の医療機関以外への外部委託を可能とするルール整備等再生医療の推進に向けた環境を整備すべきではないか。

2. 医療機器の承認業務の民間開放の推進

高度管理医療機器は大臣承認の対象とされ、その審査は独立行政法人医薬品・医療機器総合機構（PMDA）が一元的に行っている。

医療機器の審査期間を短縮する観点（いわゆるデバイス・ラグの解消）から、高度管理医療機器についても民間の登録認証機関が審査・認証を行えるようにすべきではないか。

3. 革新的医薬品・医療機器の薬価算定ルール等の見直し

革新的医薬品・医療機器について、開発者のインセンティブを十分に引き出せるよう、日本製薬団体連合会が提言している「類似治療比較方式（仮称）」等を参考にしつつ、薬価算定ルールの見直しを行うべきではないか。

4. 治験前臨床試験の有効活用

医薬品の審査期間を短縮する観点（いわゆるドラッグ・ラグの解消）から、治験開始前のデータであっても一定の条件の下で治験データとして活用することを認めるべきではないか。

5. 一般健康食品の機能性表示の容認

付加価値の高い農産物・加工品の開発を促進する観点から、ヒトによる治験を経て、健康増進に対するエビデンスが認められた素材を含有する健康食品について、その効能・効果に関する表示を認めるべきではないか。

6. 保険外併用療養の更なる範囲拡大

保険診療と保険外診療の併用制度について、先進的な医療技術の恩恵を患者が受けられるようにする観点から、先進的な医療技術全般（薬剤を用いない医療技術、再生医療等）にまでその範囲を拡大すべきではないか。

7. 遠隔診療の普及

患者の利便性の向上の観点から、対面診療と比べて低い診療報酬を見直すとともに遠隔診療を医療機関の判断で可能とすべきではないか。

8. 処方箋等の電子化の推進

電子カルテシステムの標準規格の普及・接続の促進、処方箋の電子化（電子的手法による処方箋の交付・提出等）の許容、レセプト等医療データの利活用を推進すべきではないか。

9. 介護事業の効率化

社会福祉法人の経営の透明性を向上させるとともに、競争原理によるサービス向上を実現する観点から、経営の一層の効率化を図り得る仕組みにすべきではないか。

10. 保育に係る規制改革

認可保育所の保育士の配置基準の見直し、認可保育所への株式会社等の参入の促進、事業所内保育施設の充実、経営主体にかかわらず保育の質を評価する仕組みの確立（独立機関による監督・評価など）、所管が複数にまたがる保育行政の在り方の見直し等を検討すべきではないか。

II エネルギー・環境分野

1. 自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の開発可能地域のゾーニング

自然公園の特別地域内においては原則として風力・地熱発電施設を建設することはできない。

自然公園の特別地域内において風力・地熱発電施設の建設を促進する観点から、風力・地熱発電施設を建設できる地域を設定（ゾーニング）し、当該地域の立地規制を大幅に簡素化すべきではないか。

2. 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置

メガソーラーが発電した電力は、配電用変電所のバンク（変圧器）より下流でのみ消費され、バンクより上位の配電網に電力を送り出すことができない。この制限のために、当該バンクの下で消費される電力量を超える発電ができず、メガソーラー普及のボトルネックになっているとの指摘がある。

再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、変電所のバンク逆潮流制限を緩和すべきではないか。

3. 石炭火力発電所建設時の環境アセスメント手続におけるCO₂排出に関する予見性の向上

環境アセスメント手続の終盤に示されるCO₂排出に関する環境大臣意見の予見性が低いと、石炭火力に相応しい地点が存在し、かつ事業者が開発意欲があっても建設判断が困難な状態にある。

石炭火力発電所建設時の環境アセスメント手続におけるCO₂排出に関する要件を明確化し予見性を向上させるべきではないか。

4. 電気事業制度改革（小売全面自由化、送配電部門の中立化等）

一般電気事業者は、家庭等の小口小売部門について地域独占が法定されており、その電気料金は、総括原価を基に算定される料金と燃料費調整額を合算して算定されている（いわゆる総括原価方式）。

電力需給の安定に万全を期すことを前提としつつ、広域系統運用の拡大、小売全面自由化、送配電部門の一層の中立化等の抜本的見直しにより、電力市場の適正な競争環境へのソフトランディングを図るべきではないか。

5. 慣行水利権に従属する小水力発電の普及促進

主に農業用水への利用において歴史的に認められている「慣行水利権」に従属して小水力発電設備を設置する場合において、「慣行水利権」を維持したまま新規の発電水利権の許可を得るための要件が不明確かつ申請書類が煩雑であることから、小水力発電設

備の設置の障害となっている旨の指摘がある。

「慣行水利権」を維持したままでの新規の発電水利権の許可を得るための要件を明確化し、申請書類を簡素化すべきではないか。

6. バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し

バイナリー発電は、蒸気や熱水を熱源として、低沸点の媒体を加熱・蒸発させて、その蒸気によりタービンを回し発電するものであるが、一定の条件を満たす小型のバイナリー発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の選任、定期検査等が不要とされている。

再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、当該条件を緩和すべきではないか。

7. 次世代自動車等の普及を加速するためのインフラ整備（急速充電器、ガソリンスタンド、水素スタンド、天然ガススタンド等の設置に係る保安規制等の見直し）

急速充電器、ガソリンスタンド、水素スタンド、天然ガススタンド等の設置には各種の保安規制が課されている。

次世代自動車等の普及を促進する観点から、急速充電器の設置規制や、ガソリン、水素、天然ガス等の各燃料種別に規定されているインフラに係る保安規制を総合的に見直すべきではないか。

8. グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO₂排出係数の算出方法の見直し

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に基づき、一定量以上の電気の使用者は、電気の小売を行う電気事業者ごとに定められているCO₂排出係数（各電気事業者による調達電源の全電源平均排出係数）を用いて、自らの電気の使用に関わるCO₂排出量を算定し、国に報告することが義務付けられているが、電気の小売事業者には1つの排出係数のみが認められているため、柔軟な料金メニュー（CO₂排出係数の異なる料金メニュー）を需要家に提示できない。

需要家によるメニューの選択を通じたCO₂の排出の抑制を図る観点から、電気事業者による複数のCO₂排出係数メニューの提供を可能とすべきではないか。

Ⅲ 雇用分野

1. 働きやすい労働環境の整備

女性、高齢者、若者等の労働力率を高めるため、企画業務型裁量労働制の見直し、フレックスタイム制の見直し等を図ることにより、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した労働時間規制とすべきではないか。

勤務地や職務が限定された労働者の雇用に係るルールを整備することにより、多様で柔軟な働き方の充実を図るべきではないか。

2. 労働条件の変更規制の合理化

労働条件を変更するための要件の合理化・明確化を通じて使用者及び労働者双方のニーズに合致した労働条件への変更を可能とすべきではないか。

3. 「付随的業務」の範囲等の見直し

多様で柔軟な働き方の実現の観点から、「専門 26 業務」、「付随的業務」及び「自由化業務」の区別の明確化等を行うべきではないか。

4. 派遣元の無期雇用労働者に関する規制の緩和

多様で柔軟な働き方の実現の観点から、派遣元における無期雇用労働者であれば派遣期間の制限は課されないこととすべきではないか。

5. 医療関連業務における労働者派遣の拡大

医療分野における多様で柔軟な働き方の実現の観点から、都道府県の医療対策協議会を通じた医師以外の医療関連業務に従事する労働者の派遣を認めるべきではないか。

6. 有料職業紹介事業の見直し

求人者と求職者のマッチングを促進する観点から、年収要件を引き下げたり、「経営管理者」の限定を柔軟化したりすべきではないか。

7. 高卒新卒者採用の仕組みの見直し

高卒新卒者と求人者のマッチングを促進する観点から、ハローワーク等を経由して高卒新卒者を募集する仕組みを見直すべきではないか。

8. 労使双方が納得する解雇規制の在り方

解雇に係る規制を明確化するとともに、解雇が無効であった場合における救済の多様化により、使用者及び労働者の双方が納得するルールの下で仕事ができるよう労働環境の整備を行うべきではないか。

IV 創業等分野

1. 企業内容等の開示の合理化

IPOのコストを低減させる観点から、企業内容等の開示の合理化等を図るべきではないか。

2. ビッグデータビジネスの普及（個人情報の利用制限の見直し）

ビッグデータビジネスの普及を促進する観点から、「個人情報」の定義を明確化するとともに、収集した個人情報について、個人を特定できない状態にした場合には、個人情報保護法の適用対象とはせず、第三者への提供や目的外利用を可能とすべきではないか。

3. 輸出通関申告官署の自由化

特定輸出者（セキュリティ管理を含め関税法に係る社内コンプライアンス管理を認定された輸出者）の輸出申告については、申告先の税関官署を自由化するとともに、輸出申告を届出制とすべきではないか。

4. 区分所有法における決議要件の緩和

老朽化したマンション等の建替えを促進するため、区分所有法における決議要件を緩和すべきではないか。

5. 容積率の緩和

既存不適格マンションの建替えを促進する観点から、容積率の割増し等を行うべきではないか。

6. 確定拠出年金の見直し

確定拠出年金の普及促進の観点から、個人型確定拠出年金の加入対象範囲の拡大、個人型及び企業型確定拠出年金の脱退要件の緩和、企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ、加入者の拠出額の制限の撤廃等運用面を含めて改善を行うべきではないか。

7. 確定給付企業年金の見直し

確定給付企業年金の普及促進の観点から、老齢給付金の支給要件を緩和すべきではないか。

8. 出資法・利息制限法による利率規制・総量規制の見直し

出資法・利息制限法による利率規制や総量規制を見直すべきではないか。

9. 信書の取扱いの全面的な民間開放に向けた信書便法の見直し

日本郵政株式会社以外の民間事業者も信書の取扱いが容易となるよう信書便法を見直すべきではないか。

10. 総合的な取引所の創設

アジア No.1 市場を構築し、産業インフラとして機能する取引所の国際競争力を維持・強化する観点から、証券・金融・商品を一体的に取り扱う取引所（「日本総合取引所」）を早期に創設すべきではないか。

11. 産業としての農業の競争力の強化

中小企業信用保険制度の対象業種の範囲等の諸規制を含め、産業としての農業の競争力強化の観点から、その在り方を見直しを図るべきではないか。